

5月3日から31日までの各種規制の強化について

4月29日、コスタリカ政府は、5月3日から31日までの間、一部地域において新型コロナウイルスに関する各種規制を強化する旨を発表しました。

1 規制強化地域

(1) サンホセ県

サンホセ市、エスカス市、デサンパドス市、アセリ市、モラ市、ゴイコエチェア市、サンタアナ市、アラフェリータ市、バスケステコロナド市、ティバス市、モラビア市、モンテスデオカ市、クリダバ市、プリスカル市、タラス市、アコスタ市、トゥルバレス市、ドタ市、レオンコルテス市

(2) アラフェラ県

アラフェラ市、ポアス市、アテナス市、グレシア市、サルチ市、パルマレス市、ナランホ市、サンラモン市、サルセロ市

(3) カルタゴ県

カルタゴ市、パライソ市、ラウニオン市、アルバラド市、オレアムノ市、ヒメネス市、トゥリアルバ市、エルグアルコ市

(4) エレディア県

エレディア市、バルバ市、サントドミンゴ市、サンタバルバラ市、サンラファエル市、サンイシドロ市、ベレン市、フロレス市、サンパブロ市

2 各種商業施設の規制（5月3日～9日）

(1) 営業不可施設

商店（スーパー、食料品店等を除く）、理髪店、美容院、美容サロン、ジム等。教会での活動も禁止。

(2) 営業可能施設

食料品店、レストラン（宅配、テイクアウト、ドライブスルーのみ）、朝市、薬局、病院、ラボ、葬儀屋、ホテル、銀行、宅配、公官庁、学校、保育園、ホームセンター、鍵屋、レンタカー、自動車修理工場、洗車場、自動車部品販売店、ガソリンスタンド、駐車場、クリーニング、宝くじ販売、ホテル内のプール・レストラン・ジム、国立公園

3 車両通行規制

(1) 平日の車両規制（これまではサンホセ中心部（環状線（国道39号線）内および国道100号線、108号線）のみ）

ナンバープレート末尾番号が下記に該当する車両は通行禁止とする。

・月曜日・・・1、2

- ・火曜日・・・ 3、4
- ・水曜日・・・ 5、6
- ・木曜日・・・ 7、8
- ・金曜日・・・ 9、0

(2) 全国一斉の通行禁止時間帯（午後9時～午前5時）及び週末のナンバープレートによる規制（ナンバープレート末尾番号（偶数・奇数）による通行規制）に変更はなし。

4 各種記載に関する詳細は以下のホームページをご参照ください。

<http://presidencia.go.cr/alertas>

新型コロナウイルスに対する各種規制等に関しまして、大使館でも最新の情報収集および発信に努めておりますが、皆様におかれましても、各関係当局の発表や、報道期間からの客観的情報などをご確認いただけますよう、よろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506) 2232-1255 Fax : (506) 2231-3140

E-mail : embjapon@sj.mofa.go.jp

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>